

子育て支援センターをご利用ください!

子育て支援センターは、いきがい創造センターの2階にあります。子育てで困った時、不安な時、遠慮なくお電話ください。秘密は厳守します。面接を希望される人は、事前に予約が必要です。電話でのご相談は、下記の時間帯におかけください。

と き 月曜日～金曜日(祝日は除く) 8:30～17:15 問合先 子育て支援センター ☎492-9090

子育て情報新聞「もも」を知っていますか?

町内の子育てに関する情報や、身近な子育て仲間の思いなどを掲載し、月1回発行しています。また、稲美町のホームページに、子育て情報新聞「もも」と、「育児日誌」(月初めに更新)を掲載しています。ぜひご覧ください。



ツインズ(多胎児ママの会)

多胎児を育てているお母さんを対象に、育児情報を交換したり、日常の子育てについて話合っています。今年度は下記の日程で開催しますので、気軽にご参加ください。

- ①4月7日(月) ④10月6日(月)
- ②6月2日(月) ⑤12月1日(月)
- ③8月4日(月) ⑥2月2日(月)

【と き】10:00～11:30

【ところ】いきがい創造センター子育てルーム

※申込不要

ネンネの会・ヨチヨチの会

0歳児を対象にした「ネンネの会」と、1歳児を対象にした「ヨチヨチの会」を下記の日程で行います。わらべ歌などリラクゼーションできる遊びを親子で体験します。また、座談会で日常の様子を語り合う中で、保健師・栄養士・助産師が子育ての相談に応じます。

ヨチヨチの会 (1歳児)	ネンネの会 (0歳児)
-----------------	----------------

- | | |
|------------|------------|
| ①4月11日(金) | ①5月9日(金) |
| ②6月13日(金) | ②7月11日(金) |
| ③8月8日(金) | ③9月12日(金) |
| ④10月10日(金) | ④11月14日(金) |
| ⑤12月12日(金) | ⑤1月9日(金) |
| ⑥2月13日(金) | ⑥3月13日(金) |

【と き】10:00～11:30

【ところ】いきがい創造センター多目的ホール

※申込不要

子育て学習塾

「ぴよぴよ勉強会」

母親仲間と学びながら、育児の不安や喜びを分かち合い、楽しく子育てしませんか。

なお、今回から妊娠・出産期の歯の健康づくりとして「妊婦歯科相談事業」が始まります。妊娠中の方もご参加ください。

【対象】妊婦と0歳児の子をもつ親

【時間】10:00～11:30

【ところ】いきがい創造センター 1階ワーキングスペース

【定員】15人(託児可)

【申込】4月10日(木) 8:30～(定員になり次第締め切ります)

【申込・問合先】子育て支援センター ☎492-9090

【内容】6回コースで講話と座談会形式で行います

- ①5月8日(木) 講師 3B体操インストラクター
「子どもの心身の発達を促すスキンシップ」ベビーピクス(赤ちゃん体操)
「産後の身体を健やかに」アフターピクス(産後の骨盤体操等)
- ②5月12日(月) 講師 稲美町保健師
「家庭でできる病気・怪我の対処法」
- ③5月20日(火) 講師 岩崎小百合氏(歯科衛生士)、箱田喜江氏(管理栄養士)
「マイナス1歳から始める歯育て」(妊婦歯科相談事業)、「体と心を育む食卓にするために」
- ④5月26日(月) 講師 貝藤美智子氏(姫路おはなしの会)
「絵本との出会いと乳幼児の遊び」
- ⑤6月9日(月) 講師 若林宏子氏(米田西保育園園長)
「乳幼児の発達と親子の関わり大切さ」
- ⑥6月16日(月)
「稲美町の子育て支援制度の紹介と学習塾を振り返って」



いろいろなお母さん達と知り合えたし、安心して子どもを預けてお話が聞けたので、とても勉強になりましたよ!

各種利用券の申請をお忘れなく

4月1日から受け付けます

平成26年度の次の利用券の申請受付から、窓口に来られた人(申請者本人または代理人)の本人確認をさせていただきますので、ご協力をお願いします。

高齢者優待利用券

交通手段のない高齢者に対して、バスまたはタクシーの利用券を申請により交付します。

【対象者】 次の①～③すべてに該当する人

- ①交通手段がない人(車がない、または運転できる人が昼間不在など)
- ②65歳以上の人
- ③平成25年度の住民税非課税世帯の人

【利用券の種類】

- バス…1カ月につき1冊(1,200円相当)の回数乗車券(神姫バスに限り)
- タクシー…1カ月につき中型タクシーの初乗り運賃助成利用券4枚(利用は、町と契約しているタクシー会社に限り)

※平成25年度用で使用されなかった利用券は、必ずお返しください。

重度障害者(児)福祉タクシー利用券

在宅の重度障害者(児)に対して、タクシー運賃の一部を助成します。なお、高齢者優待利用券も対象となる人は、どちらか一方を選択してください。

【対象者】

- 身体障害者手帳1級または2級の人
- 療育手帳A判定の人
- (施設入所者・長期入院者・自動車改造助成を受けた人は除きます)

【助成内容】

1回のタクシー利用額が、1,000円未満の場合は1枚、1,000円以上の場合は2枚まで利用できる500円券を、年間72枚交付します。(寝台車を利用した場合は、別途ストレッチャー使用料も助成します)

【利用方法】

3月に実施したアンケートに基づき、希望者全員に利用券をお渡ししますので、随時ご利用ください。利用は、町と契約しているタクシー会社に限り。

なお、健康福祉課窓口で受け取られる人は、障害者手帳と印鑑をお持ちください。



はり・灸・マッサージ利用券

高齢者を対象に、はり・灸およびマッサージ利用券を申請により交付します。

【対象者】 65歳以上の人

【助成内容】

年間12枚(1枚につき1,000円の割引)のチケットをお渡しします。利用は、稲美町・加古川市・明石市などの、町と契約している施術所に限り。

—高齢者優待利用券、はり・灸・マッサージ利用券の申請方法など—

- 窓口に来られた人がご本人の場合…印鑑、本人確認ができる書類をお持ちのうえ、健康福祉課で申請してください。利用券はその場でお渡しします。
- 窓口に来られた人が代理人の場合…申請者ご本人が必要事項を記入・押印した申請用紙(あらかじめ委任欄の記入が必要)、代理人の本人確認ができる書類をお持ちのうえ、健康福祉課で申請してください。利用券は申請者のご自宅へ郵送します。

※本人確認ができる書類…健康保険者証、運転免許証、住民基本台帳カード、障害者手帳、介護保険証等